

岩手県告示第304号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 一級河川北上川水系広瀬川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 堤防
- 3 河川管理施設の位置 奥州市江刺区愛宕字林225番地先から三治川原358番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称及び住所 道路管理者 奥州市 奥州市水沢区大手町一丁目1番地
  - (2) 代表者の氏名 奥州市長 小沢昌記
- 5 管理の内容
  - (1) 自転車歩行者専用道路施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 専ら自転車歩行者専用道路施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成22年3月18日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。